

令和7年11月27日(木)に発生した座間味島における水道水の濁り等に関するご報告

上記の件につきましてこれまでの経緯を水質詳細検査の結果と併せて公表いたします。

【発生日時と対応】

令和7年11月27日(木)

- 8時30分 :教育委員会より給食センターで水の濁りがあるとの報告
- 9時 :塩素の基準値以下により給食をとりやめ(0.1以下)
- 9時20分 :座間味浄水場にて濁りを確認
- 9時30分 :海水淡水化施設の担当へ状況報告
- 10時 :海水淡水化施設から供給されている水の検査を実施(数値に異常がないことを確認)
- 11時30分 :原因確認にため浄水場の点検(企業局参加)
- 12時10分 :村内放送(現在調査中、飲料水での使用控える旨の放送)
- 13時 :浄水場配水池と阿佐加工センターの水を採取し検査機関へ送付(フェリーざまみにて)
- 13時30分 :簡易検査を行い、健康への影響がないことを確認
- 13時45分:村内放送(健康への影響なし、水の無償提供の案内)
- 15時 :浄水場からの給水停止し海水淡水化施設のみ運用

【発生原因】

座間味島における給水は、座間味島浄水場と海水淡水化施設の両方から供給をする仕組みですが、濁りの発生後調査した結果、淡水化施設の水には濁りがなく、座間味島浄水場施設の水に濁りが認められた為、装置を調べたところ水の濁りや色度を処理する活性炭の装置及び砂ろ過機の装置が老朽化により機能が低下していることが一因であることが考えられます。原因の特定には専門家の点検が必要となりますが座間味島浄水場は今後使用する見込みがないことから詳細な点検は行っておりません。

【現在の状況と今後の対応】

濁りの確認後、座間味島浄水からの給水を停止し海水淡水化施設からのみの給水に切り替えております。令和8年1月からは水道の広域化が始まる予定となっていることから、新たな浄水場ができるまでは県企業局の海水淡水化施設で作られた水のみの給水となります。

【詳細な検査結果】(詳細結果は別紙参照)

[浄水場の配水池(浄水場内にある各配水池へ送る水)]

<結果>(基準値を満たしていないもの)

37 マンガン及びその他化合物 基準値:0.05mg/l以下 結果:0.067mg/l

49 臭気 基準値:異常でないこと 結果: 微藻臭

[阿佐加工センター]

<結果>(基準値を満たしていないもの)

33 アルミニウム及びその化合物 基準値:0.2mg/l 以下 結果:0.45mg/l

46 有機物(全有機炭素の量) 基準値:3.0mg/l 以下 結果:3.2mg/l

49 臭気 基準値:異常でないこと 結果:微厨芥臭

50 色度 基準値:5度以下 結果:11

浄水場の配水池で2項目、阿佐加工センターで 4 項目基準値を満たしていない結果となっており
ますが、健康への影響はありません。

今回の件につきましては住民、観光客の皆様に多大なるご迷惑おかけいたしましたことを深くお詫
び申し上げます。